

第15回 官業民営化等WG 議事録（厚生労働省ヒアリング）

1. 日時：平成16年10月26日（火）13:00～14:30
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：社会保険関連業務
4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、八代委員、原委員、本田委員、
大橋専門委員、福井専門委員、美原専門委員
○厚生労働省
社会保険庁運営部 企画課長 中野 寛
（以下「中野企画課長」という）
社会保険庁運営部 医療保険課長 武田 俊彦
（以下「武田医療保険課長」という）
社会保険庁運営部 年金保険課長 植田 堅一
（以下「植田年金保険課長」という）
社会保険庁総務部総務課人事班 人事調整官 眞柴 博司
（以下「眞柴人事調整官」という）

○鈴木主査 それでは、ただいまから第15回官業民営化等ワーキンググループを開催いたします。

本日の議題は、官業の民間開放に関する各省庁ヒアリング、厚生労働省、総務省、防衛庁、それぞれのテーマで予定しております。

まず最初に、今は1時ですが、2時半まで厚生労働省と社会保険関係業務についてのお話を伺い、討議をさせていただきたいと思います。時間としては最初に15分ないし20分程度で、短かければその方がベターですが、先般の質問に対して簡潔に御返事を伺い、後は質疑を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中野企画課長 それでは、御説明申し上げます。

まず社会保険関係業務、給付徴収関係についてのお尋ねでございます。「緊急対応プログラム」という形で、社会保険庁の在り方に関する有識者会議で私どもの今後の改革の具体的な事項についての資料をお出ししております。その中の保険料徴収の徹底について、どのような具体的施策とその個々ごとの効果を見込んで納付率80%を目標として達成するのかというお尋ねでございます。

これは国民年金の保険料の関係でございますが、資料の方に記載をしております、別添資料ということで後ろの方に別添1というものが付いておるかと思います。ページ数で言いますと別添の方の1ページ目になりますが、「国民年金保険料収納にかかる行動計画」というものを私どもは決定をいたしまして先日、公にしたところでござい

ます。この中で、資料でござんいただきますと別添 1 の 2 ページ目に具体的な目標をお示ししております。別添の方の 1 ページの (1) ですが、年度別の目標納付率ということで 15 年度から 19 年度まで目標をどう設定していくかということで、別添資料をおめくりいただきまして 2 ページ目をごらんいただきたいと思います。こちらの方に行動計画という形で各年度の目標をどう設定しているのかをお示ししております。

そして (2) の方ですが、「平成 16 年度中の主要な対策ごとの行動目標」ということで催告状の発送、電話での督促、訪問による督促、それから集合徴収、集まっていたいて保険料を納めていただく。そういった案内状の送付などの具体的な目標設定をお示ししておりますし、各年度どういう考え方でその施策と目標数値を設定したのかということとを 3 ページ目にグラフの形でお示しをしております。これを各社会保険事務所が 312 ございますが、それぞれごとに目標とする納付率と、それから 16 年度に具体的に取り組む施策の件数の目標も設定をしております。こういったことを通じ、またこの進捗管理を徹底して行っていくことを通じて、19 年度に 80% の収納率達成をしていくことで努力をしていきたいと思っております。

それで、こちらのお答えの方の資料にお戻りいただきまして 2 つ目の丸、国民年金保険料について民間のノウハウの活用ということをどう考えるのかというお尋ねについてでございますけれども、国民年金保険料といいますのは継続して保険料を支払っていただく必要がありますので、それぞれ 1 件ごとの債権の回収で完結するということではない。制度に対する理解を求めながら極力自主的に支払っていただくように対応していかなければいけないという難しさがあると考えております。

それからお尋ねの 3 点目ですが、国民年金における徴収率向上のためには徴収対象者の正確な把握が必要ということで、例えば住基ネットの活用が考えられないかということでございます。住基ネットを利用して徴収対象者を把握するにつきましては、住基ネットの情報のうち 20 歳から 59 歳までを抽出しまして、私どもで持っております基礎年金番号を付与された被保険者情報と突合していくといった作業が必要になるわけでございます。その上で不一致になった場合に、それが本当に被保険者情報で登録をされている基礎年金番号を持っている人かどうかということとをまず判別をしてよく点検をした上で、更に他の公的年金制度に加入していないかどうかといったことを検討の上で、それでなおかつ漏れているということであれば国民年金の第 1 号被保険者として本来入っていただくべき人であるといったことが想定されてくるということになります。

こういった作業をしていかなければいけないということでありますけれども、これをするに当たって中段に書いてありますが、適用対象年齢のすべての方について基礎年金番号と住基ネットの情報を結び付けるということになりますと、基礎年金番号の導入に当たりまして、これは年金制度のためにだけ用いるというふうに私ども国会な

どの場においても御説明をしてきております。そのプライバシー保護の重要性が強く指摘されてきたという経緯を踏まえて考えますと、住基ネットと基礎年金番号が結合したような状況に全面的になるということについては、やや慎重にこの辺は対応していく必要があるだろうと考えております。

実務面におきまして、例えば恐らく相当の量の不突合が発生する可能性がある。あるいは、共済組合の組合員期間などについての情報把握が私どもでまだ十分できていないという状況などがございます。それから、住基ネットの活用についてコストもかかってまいりますので、こういった経済性、業務面の課題なども勘案しながら検討していくこととしております。私どもこれは基本的には検討していきたい。こういう方法についても十分前向きに検討していきたいと思っておりますが、課題もあるという認識でございます。

具体的にですが、2ページの注の米印の2つ目に記載をしておりますけれども、20歳の到達者につきましてはその到達者という限定された対象者について住基ネットから情報をいただきまして、その方たちが厚生年金等に入っておられない場合には国民年金に入ってくださいように年金手帳をお送りをするというようなことで、具体的に被保険者として適用をしていくという職権適用を進めてきております。これによりまして平成7年から平成13年までにいわゆる未加入者、国民年金に加入していない方が158万人から63万人まで減少してきております。そういうことで、どの制度にも入っておられない方をこういったシステムを活用しながら見つけ出して入っていただく努力をしてきております。

こういった努力は、徴収率の向上という面から見ますとなかなか難しい面がございます。もともと年金制度への加入意欲という点から言うと、そういう意欲の低い方が多く含まれているわけですから、そういう方に職権適用をしますと全体としての納付率が下がるという面はございますけれども、私どもとしては年金制度にしっかり入っていただくためにこういう努力を進めてきているところでございます。

3ページに進ませていただきます。厚生年金保険における未適用事業所の適用促進のためには民間でお持ちのノウハウの活用をすることで徴収等の実施が効果的にできるのではないかとのお尋ねでございます。この点につきまして、まず適用という局面と徴収という局面が厚生年金保険の業務についてはございます。適用というのは事業所をまず見つけ出しまして、従業員が雇われて働いている事業所がどこにあるのかということをもっと見つけ出す作業、この部分が適用の業務になります。見つけ出したらその雇用の状態、賃金の支払いの状態等を調べまして、その方に対して被保険者になっていただく手続きを取っていただく必要がございます。その後、その方たちについての保険料を納めていただくという意味での徴収が始まるわけでございます。

そういうことで言いますと1つ目の丸に記載しておりますけれども、厚生年金保険の未適用事業者の適用促進につきましては登記簿の閲覧や労働保険の適用事業所に関

する情報と私どもの持つております適用事業所の情報とを突合していきまして、一致しない部分について加入勧奨状の送付あるいは社労士による巡回説明などをしまして、本来入っていただく事業所かどうかの確認などをします。

更に、原則として5人以上の事業所については呼び出して加入してくださいと指導し、あるいは20人以上の事業所については個別訪問で徹底的に指導を行います。今後、更に民間委託等の方法によりまして、あるいは民間のさまざまな情報やノウハウ等を活用させていただいて、本来入っていただくべき事業所の発見について効果的な方法があれば、私どもとしては是非取り組んでいきたいと考えております。

2つ目の丸でございますが、徴収につきましては事業所が存続する限り継続的に納めていただくという意味で、制度理解に対する努力などもしながら対応していく必要がある。そうした中で、厚生年金保険については3つ目の丸に記載しておりますけれども、99%を超える現年度の徴収を維持できております。そういう意味で、一たん確認ができた事業所についての徴収については効率的に私どもとして業務を行ってきていると考えております。3点目は割愛をさせていただきます。

4ページでございますが、10月4日のヒアリングで厚生年金業務にかかるアウトソーシングにつきまして禁止等をしている法令等があるかというお尋ねでございます。これが国民年金、政府官掌健康保険も同様かどうかということでございますが、1つ目の丸に記載しておりますがアウトソーシングすることを禁止している法令の規定はございません。これは、給付徴収等の個別の業務についても同様でございます。

一方、2つ目の丸に記載しておりますけれども、これらの業務を民間に開放するに当たりましては健康保険等各法におきまして社会保険庁長官が行うとされている権限を当該民間企業等に付与するという意味での権限規定の整備や、歳入の徴収権等の規定の整備あるいは被保険者等についての調査・立入り等の権限、あるいは官公署からの指導提供、罰則適用におけるみなし公務員規定、審査請求の適用、行政事件訴訟の適用、国家賠償法の適用等々の規定の取扱いについての法律上の整備が必要になってくると考えております。それから、次のお尋ねでございますが、10月4日に厚生年金業務の給付業務を民間に行わせる場合に といった点について担保する必要があるというふうに私ども御説明を申し上げましたが、これ以外に何かあるだろうかというお尋ねでございます。例えば中立公正制度、業務が中立公正に実施をされることをどう具体的に担保していくのかといったことも観点としてはあるかと思えます。これらにつきましては国民年金、政府官掌健康保険等との間に差異はないのではないだろうかと考えております。

5ページでございますが、徴収業務のうち公権力の行使に該当するものにつきまして仮に法令上そういう手当てができたとして実務上の問題点があるか。民間が徴収業務を行うことについて実務上の問題があるかというお尋ねであります。これは、仮にそういった法律的な手当てが可能だったといたしまして、その場合、例えばというこ

とで後段に記載をしておりますけれども、これは一局面でございますが、強制徴収に当たって必要に応じて官公署等に所得情報などについての紹介を行うことが必要になってきますが、法的に根拠があったといたしましても取得情報といったような非常にプライバシーに関わる事項について、そういった個人情報を民間企業に提供することについては慎重にならざるを得ないという現実的な側面があるのではないかと。あるいは、強制徴収を受ける側が個人の情報が民間企業に容易にアクセスされるという状況についてどのように受け止められるのかといった点があるのではなかろうかと考えております。

私ども、現在社会保険事務所が市町村に対してこれまで所得情報の提供について協力を求める局面がございましたけれども、それは市町村側でさまざまな判断によりまして御協力いただけないというふうなケースもございましたし、あるいは金融機関でもなかなか御協力いただけないケースもございます。そういった現実の側面というものがあのではないだろうかという意見を持っております。

それから、その次の御質問でございます。社会保険・労働保険徴収事務センターで体制整備をしたということを御説明申し上げましたが、徴収率の向上への寄与についてのお尋ねでございます。社会保険と労働保険の徴収事務一元化は5ページの(1)というところに記載しておりますが、平成15年10月から社会保険事務所の中に社会保険・労働保険徴収事務センターという場を設けまして、そこで労働保険分も含めて一括して届出書の受付などができるような体制の整備や、あるいは事業所調査の共同実施などを行ってきております。それから、インターネットによる届出の一括受付などもしてきているわけでありまして。更に、本年4月からは労働保険の分も含めて共通の滞納事業所について社会保険職員が徴収をし、共同保険サイドに分配をするというような形で効率的な業務を進めてきております。

6ページをごらんいただきたいと思います。これは、私どもとしましては徴収率の向上といいますよりも事業主の利便性の向上という観点から取り組んできておる。ワンストップで業務が処理をされるという体制づくりを進めてきているということでございます。

それから、次に電話による1次督促を国民年金保険料について行ってきておりますけれども、その取扱いについてのお尋ねであります。これは全国一本ではございませんで、それぞれの地方事務局におきまして民間業者へ委託をしております。実施方法は、本庁から委託要領や契約書の写しなどの案を示しまして入札で契約をしている。委託条件としては守秘義務賠償責任等の規定を設けているということでございます。

それから、年金相談についてのお尋ねでございます。6ページの下に丸で記載しておりますが、15年度1年間で2,435万件、これは推計の部分もございまして、これだけのお問合せが来訪、電話相談、文書相談といった形で私どもに寄せられております。来訪相談における1件当たりの処理は、大体20分くらいになっております。

年金相談をどういう体制で受け止めているのかということにつきましては、別添資料の2という資料がございますのでごらんいただきたいと思います。電話の自動応答、インターネット、社会保険事務所、年金相談センター等々の窓口を設けて対応しております。

コストでございますが、16年度予算は817億円でございます。満足度につきましては、16年7月に行った調査では6割の方がわかりやすかったとおっしゃっております。4割の方はまだそういう意味では十分ではないという御判断だと思います。

諸外国との比較は、別添資料の方に一覧表の形で私どもの把握をしております情報を御提出しております。

今後の対応でございますが、団塊の世代がこれから年金受給年齢になってまいります、それに対応するために窓口の増設、あるいは社会保険年金相談センターの設置などの整備、あるいは今後インターネットを活用して年金見込み額をお知らせをしていく仕組みの整備、それから58歳到達者に対して年金加入期間をこちらから直接御連絡をするサービスなどを始めております。積極的に情報提供をすることで、相談ニーズになる前に御理解をいただくという方向で取り組んでいきたいと思っております。

それで、今後はインターネットを利用した年金加入状況等の提供体制の整備を更に進めるとともに、平成20年度からポイント制という形で全被保険者の方がこれまで年金保険料を納めていただいたことを一種のマイレージのようにして、ポイントという形でお示しをしていくといったサービスを進めていきたい。それに先立って、直近1年間の保険料納付状況についてのお知らせも17年度から始めていきたいと思っております。

それから、民間委託を年金相談についてできないかということでございます。7ページの下に記載をしておりますけれども、年金個人情報保護の観点から慎重な検討を要する点があるのではないかと考えておりますが、被保険者がそれぞれの御自分の年金個人情報を容易に入手できるような体制整備をした上で、そういった形で個人が情報を持っていたら、それを持って民間も含めていろいろなところで御相談をいただくというようなことが広がっていくのではないかと。そうすることによりまして今、私ども社会保険組織で十分受け止め切れていない年金相談にも、より対応できるようになっていくのではないかと考えております。

それから、業務全般についてのお尋ねであります。ちょっと長くなって恐縮ですが、国民年金、厚生年金、政管健保の収支状況は別添4のとおりでございます。収支差がマイナスの場合の経理処理ということですが、8ページの2つ目の丸ですが、毎年度不足が生じた場合は積立金からこれを補填するということになっております。

○眞柴人事調整官 9ページでございますが、職員に関しまして国民年金、厚生年金、政府管掌健康保険、それぞれの制度ごとに全国あるいは県単位、社会保険事務所単位ということで人員のお尋ねでございますけれども、2つほどお断りをさせていただき

ます。

1 点は、業務が厚生年金と健康保険といった事業所を単位とするものにつきまして、は制度で人員を分けておりませんので、そういった意味では制度ごとの人員というものが出来まいらないということが 1 点でございます。

それからもう一つは地方支分部局ごとの定員という御要請でございますけれども、事務局の人員につきましては事務局長に権限を任せておりまして、事務所ごとあるいは事務所と事務局間の定員についてはその都度柔軟に対応するというような仕組みにしておりますので、それをつかもうとすると調査を改めてする必要がありますので、今回不十分ではございますけれども、都道府県単位の職員の 16 年度末定員ということで別添資料の 10 ページに掲げさせていただきました。

次に別添 5 の 11 ページでございますが、常勤職員の 15 年度の採用者数の資料でございます。16 年度につきましては集計がまだ終了していないということでございますので、15 年度の採用分を資料として提出をさせていただきました。

次に 12 ページでございますが、これも 15 年度の事務局別の退職者数という資料でございます。

次に 13 ページでございますが、事務局職員の年齢別構成を棒グラフで表した資料を提出させていただきました。

次に 14 ページでございますが、事務局別の謝金職員数につきまして 16 年 4 月 1 日現在の事務局別人数ということで提出をさせていただいております。

15 ページでございますが、16 年度の国民年金推進員の定員を事務局別に表したものでございます。

次に 16 ページでございますが、これは国民年金推進員の定員等と年齢分布の状況ということでございまして、採用者数、退職者数等の数字がすべて把握できる 15 年度についてまとめさせていただきました。したがって、前ページの 16 年度の定員ということではなくて、ここの定員も 15 年度ということで整合性を出しております。

次に 17 ページでございますが、非常勤職員の採用基準及び契約内容をまとめたものでございまして、ごらんいただければと思います。

それから 18 ページでございますが、事務局の業務別の職員数ということで社会保険事務局、それから社会保険事務所のそれぞれの業務ごとに定員を表したものでございます。

次に 19 ページでございますが、業務別の謝金職員数ということで、適用徴収給付合計ということで事務局ごとの謝金職員を表したものでございます。

20 ページでございますが、これについては費用についての資料ということでございまして、本資料の 10 ページに対応するものでございます。資料編ということでございまして、職員の人件費を特別会計ごとに 11 年度から 15 年度まで事務局別に表したものでございまして、20 ページが厚生保険特別会計、21 ページが国民年金特別会計でござ

ざいます。

22 ページでございますが、謝金職員の人件費を 15 年度について表したものでございます。23 ページにつきましては、賃金職員及び国民年金推進員の人件費を 14 年度の実績に基づいて資料としたものでございます。

24 ページが研修費用ということで、職員の研修費用を特別会計ごとに都道府県ごとにまとめたものでございます。

25 ページは謝金職員の研修費用ということでございますが、これは公益法人にまとめて委託をしてございますので、14 年度、15 年度分について委託率を計上したものでございます。

○中野企画課長 その続きでございますけれども、回答資料の 11 ページの部分ですが、徴収方法としてどういうものがあるのかということでございます。参考資料の方の図で見ていただくのが見やすいかと存じます。28 ページ、29 ページに資料がございしますが、参考資料の 28 ページをごらんいただきたいと思います。政府管掌健康保険・厚生年金保険につきましては口座振替、現金納付、事務所での納付という形に分かれてまいります。口座振替が 8 割以上を占めているということでございます。

次の 29 ページをごらんいただきますと、国民年金保険料の収納方法というものがございします。こちらの方は、さまざまなタイプの方にできるだけ納めやすい環境をつくらうということで数が増えております。口座振替、現金納付、それから納付受託機関での事務所納付、インターネットバンキング等の方法を設けているということでございます。収納額等は、こちらの本体資料の方の 11 ページに表の形でお示ししております。

12 ページに国民年金保険料の収納額がございします。

それから、こういった収納に当たりましていろいろな窓口を設けておりますが、それに伴う手数料につきまして 12 ページで銀行等にお支払いする手数料をお示ししております。取扱い件数と手数料をお示ししております。

それから、支払いにつきましては本体資料の方の 13 ページに記載しております。政府管掌健康保険につきましては、保険診療にかかる費用は診療報酬支払基金に振り込む方法があるほか、傷病手当金や出産手当金の現金納付については口座への振込み等の方法がございします。それから、年金給付の支払方法としては口座振込、郵便局での窓口支払等がございします。発送件数、支払通知、現況届の発送に要する費用、発送件数は 13 ページの表のとおりでございます。

それから、14 ページは国民年金の強制徴収にかかる費用がどのぐらいかかるのかというお尋ねでございますが、規定予算内で行うこととしておりましてそのために新たな予算措置は行っておりません。したがって、強制徴収にかかる費用のみをお示しすることはできないという状況であります。ただ、全体の予算額は 139 億円の予算額となっております。最後のページの民間委託をしている業務の実績と効果は、それぞ

れ国民年金保険料に関する業務、国民年金保険料の電話特例業務、社会保険労務士による巡回説明業務等についてごらんいただいたとおりでございます。

○鈴木主査 どうもありがとうございました。それでは、どなたからでも必要なところから御質問ください。

○福井専門委員 前回お聞きした点で御確認ですが、徴収コストが1万円当たり幾らかという点について、いわば1回で払ってくれる人、ないしは自主的に払ってくれる人以外の徴収コストをお聞きしていたと思いますが、そちらの試算なり計算についてはどういう結論でしょうか。

○中野企画課長 徴収コストにつきましては現在精査をしております、まだ御用意ができていないということでございます。

○福井専門委員 では、できるだけ早く御教示いただければと思います。

それからもう一点、これも前回御質問させていただいたと思うんですが、1万7,000くらい未適用事業所があって、その中で実際に納めた数が前回の時点ではわからなかったと思うのですが、本日時点ではわかりになっておりますでしょうか。

○武田医療保険課長 ちょっと現時点では……。

○福井専門委員 それでは、後ほどでも結構です。

それから、差押えについても具体的にお聞きしております、例えば60年代の差押え案件と最近の差押え案件との比較データですね。特に60年代ということで関心のポイントは、一たん差し押さえて徴収をされた対象者が、それからまだ未納なり、再度の差押えに至るような事態を繰り返したかどうかということも具体的にお聞きしていましたが、こちらはいかがでしょう。

○中野企画課長 今の点につきましては、大分以前に資料でお出しをしていると思います。

○福井専門委員 すみませんが、どういう結果であったのかというのを再度ここでポイントだけ教えていただけますか。覚えている範囲で結構ですが。

○植田年金保険課長 その後も滞納した人が結構いたということは覚えています。

○福井専門委員 同じ方について未納・滞納処分を繰り返している人が多いということですか。

○植田年金保険課長 その時点では1度しか滞納処分はしていないと思うんです。

○福井専門委員 ですから、一たんある債権について滞納処分を受けた人がその後、何年かたって、あるいは幾ばくか時期を過ぎて別の債権でまた未納・滞納ということを繰り返す人がどれぐらいの比率いるのかということです。

○植田年金保険課長 半分以上だと思います。

○福井専門委員 これがそうなんですか。今いただいた資料を拝見しているんですが、そういう数字は出ていないんですけれども。

○植田年金保険課長 それは件数が非常に当時は少なかったものですから、当時の滞

納処分をやった人について……。

○福井専門委員 でも、いただいた資料では、未納をして免除、未納というのがあって、差押えされたということがあるんですが、その差押えが繰り返されたということがいただいた資料では読めないのですが。

○植田年金保険課長 その資料では、差押えした後にどうなったかということを書いてあるんだと思うんですけども。

○福井専門委員 納付となっていますね。例えば、平成2年のDさんとEさんとか。

○植田年金保険課長 私は今それを手元に持っていないものですから。

○福井専門委員 今おっしゃったのは、1回払わなかった人は繰り返し払わない傾向があるという御趣旨に聞こえたのですが、この数字ではそうは見えないんですけども。

○植田年金保険課長 今、資料をもらいましたけれども、例えば昭和63年にAというのがいますね。それで差押え債権が13万1,400円、これは61年10月から63年3月まで差押えを1回したわけです。その後、63年4月から平成2年3月まではやはりまた未納になった。それで、2年4月から4年3月は収入が減ったのでしょうか、免除になった。それで、平成4年4月からまた未納になった。そういうことを経緯としてここにお書きをしているということでございます。

○福井専門委員 こういう方、差押えを受けた人の中で、要するに繰り返し多重債務者で差押えを受けるような方が多いのか少ないのかという比率をお聞きしていたわけですが。

○植田年金保険課長 実は、かつての昭和60年代はこれが全員です。これしかやっていないんです。

○福井専門委員 この人がすべてだということですね。ということは、統計的な数値としては把握できないですね。

○植田年金保険課長 そうということです。

○鈴木主査 ほかにいかがですか。

○八代委員 いただいた別添資料の4で、給付率80%を達成するための施策ごとの効果ですが、今から16.6ポイントぐらい上げないと80にならないんですけども、そのときの制度改正事項というときの下半分というのは、要するに保険料の納付免除とか、免除の仕方を広げるということで、これで納付を猶予したり免除を広げて納付率80%というのは余り意味がないのではないかと思います。

それからもう一つは、各種収納対策で7.4上がるというんですけども、この具体的な中身というのはここにはないんですが、おわかりであれば教えていただきたいと思います。

○植田年金保険課長 まず、参考資料のアクションプログラムの2ページ目に「法律改正事項の納付率への影響」というものが一番下に表であります。この中で、今おっ

しゃったのはどちらかというと分母対策が多いのではないかということだと思いますが、一番上の口座振替制度の割引の制度が今度できるわけですが、それはむしろ納付を促進しようという施策です。

それから、一番下に免除の多段階化というものがあるのですが、これはあくまでも4分の1免除、4分の2免除、4分の3免除、そういうことが制度として取り入れられたわけですが、これはあくまでも残りの保険料を納付しないと免除に該当しませんので、そういう面では分母対策であり、分子対策でもあると私どもは思っております。

それからもう一つ、(2)の「平成16年度中の主要な対策毎の行動目標」とございますが、実は今年度なんです、15年から16年の間は納付率を上げるような具体的な制度改正事項がないんです。それについては従来からやってきました地道な施策と申しますか、(2)に書いてございますような催告状、電話の納付督促、個別訪問、集合徴収とか、あとはこれにプラス口座振替制度の普及というようなことをもっと地道にやっていくということで上げようと思っています。

○本田委員 同じところでもう一つ教えていただきたいのですが、こういうことを民間でやる場合には、例えば催告状を出した場合に何%くらい納付が増え、次に電話で督促した場合にどういうふうに増える、個別訪問でどのくらいの効果があるということを集めて数字をつくるのですが、この2.3、2.2、1.4、1.5の改善案を具体的なバックアップできるような統計データを拝見させていただきませんか。

○植田年金保険課長 実は私どももそれは非常に欲しいのですが、例えば催告状を送ってその場でキャッシュで受け取ったというのならばカウントできるのですが、それが手持ちの納付書でどこかへ振り込む。それから、電話の督促をやったらまた振り込むということで、どれが効いているのかわからないようなものがあるんです。その辺の見方が、私どもも今は非常に苦労をしまして、できるだけ分析を早くしたいと思っています。

○本田委員 そういってございまして、この2.3、2.2、1.4、1.5にでている徴収率の改善は、非常に細かく、かつ通常こういった回収のてこ入れをしたときの効果の出方とはやや異なると思いますが、どのような根拠をもって、御算定されたのでしょうか。

○植田年金保険課長 実は、15年度の大まかなこれだけの対策を打ったときにこれくらい納付があった。当初の未納者がこれだけあった。それはわかっているんです。それで、どれが効いているかはわからないんですけどもということで、最終的にそこら辺ができる範囲内でこれだけ増やそうとか、これをこれだけ増やしてみようということで、全部やった合計でこれくらいは上がるだろうというような見方はしているんですけども。

○本田委員 ではいろいろな策をうたれたものの総合的な効果ということでも構わな

いのですが、様々な策をうたれた結果、こういうふう到现在まで上がった過去の数値があるのでこういう御計算をなさったという細かいものを見せていただけますか。

○植田年金保険課長 ある程度のものは持っているんですが、本当にそれが確実に効いているのかどうかは定かでないということでございます。

○中野企画課長 私どもで持っている範囲のものはお示しをするように努力したいと思います。それで、私どもこういう形で体系的な取り組みを始めたという段階でございます。具体的な個別の行動のアクションの効果については、今後きちんと実績評価のプロセスの中でどれがどういう影響を与えるのかということも分析しながら、この目標数値についてもローリングをしながら80%を目指していきたい。そういう意味で、こういう体系的取り組みを今回始めたという状況だと御理解いただきたいと思います。

○本田委員 ローリングをなさるということはこの目標を一応今は立てたけれども、達成できるかどうかよくわからないということでしょうか。

加えまして、書面で質問させていただいております、目標未達成の場合の責任の所在及び責任の取り方の計画についてお聞かせ願いたいという部分の御返事を、頂戴したいと思います。

○中野企画課長 平成19年度に80%に到達するということは、厚生労働省全体として目標として掲げております。その途中経過として中間年度でどういう状況になるか。それに応じて強化すべき施策の組換え等もしながら80%を目指したいと思っております。

責任というお話でございますが、私どもとしては今お示しをしておりますような行動計画に従って努力をし、その結果を御評価いただければ、成果との対応関係でまたいろいろな意味での御批判を受けるべき点は御批判を受け、御評価いただく点は御評価をいただくということになっていくのだらうと思っております。こういう形で基準を示すことで私どもの努力の方向性というものを御理解いただきたいと思います。

○福井専門委員 先ほどの御説明資料の3ページの厚生年金の未適用事業所の適用促進の件ですが、これは既にある程度議論にもなっていますが、制度に対する理解を求めながら自主的に払ってもらうことが必要だということなのですけれども、これは強制的な徴収措置をとるべきでないという意味でしょうか。

○武田医療保険課長 資料の3ページで、理解を求めながら自主的に支払っていただけるようにというのは、極力自主的に支払っていただけるようにということで、事業所が存続する限り継続して保険料を払っていただくためにもということです。

ただ、事業がどうしても立ち入らない。債権額も強制徴収しなければ回収できないということになりますと、当然その強制徴収を最後は手段として取る。その前にこういう努力をしなければならないという難しさを理解していただきたいと思いますという意味で書きました。

○福井専門委員 努力というか、別に自主的に支払っていただければそれにこしたこと

はない。お互いにコストが安いわけですし、円満な方がいいにこしたことはないでしょうけれども、問題は例えば電話にせよ、巡回説明にせよ、それですぐに支払ってくれるわけではない事業所なりについての問題なわけですね。そういう方についての対策が極力自主的にというのは、焦点の所在が少しぼけていると思うんです。基本的に自主的に払う意思が余りない方に対してどうやって払っていただくかということですが、これは通常の債権法のセオリーどおり担保措置がなければ最終的に回収は難しいし、支払いのインセンティブも生じないというところに的を当てた対策を考えていただくべきだと思います。

そういう観点から申し上げますと、丸の4つ目にサービスの受け手と債務者が違うからサービスの差止めはいい担保措置にならないと書いてあるんですけども、これの理由がわからないんです。なぜそのサービスを止めることが担保措置にならないのでしょうか。債務者が払っていないときに止めて、止めたことを例えば社会的に告示するなり、あるいは被保険者に個別通知するなりして、あなたが雇われているところは未納になるような悪徳事業所だから、そういうところで雇用を受けているとあなたの年金がなくなりますよということを教えてあげれば、当然そういうところは事業者と被保険者との間の雇用契約を通じて淘汰されて調整されるはずですし、いかなる意味でもそういったことが回収促進に役に立たないということはあるまいと思うのですが、いかがでしょうか。

○武田医療保険課長 適用と徴収と局面が2つありまして、巡回説明とか加入指導というのは適用の方の局面なんですけど、今、御指摘いただいているのが未納が発生して説得しても払ってもらえなくていよいよ強制徴収するかという場面だと思います。

1つはサービスを止められないということを書きましたのは、年金の場合は適用事業所になりますと毎月の給与から従業員の方は保険料が天引きされています。天引きされている分を事業主が我々に払っていただけないということで、被保険者たる個人は保険料を天引きされているということで、これは年金給付は刻一刻と払ったというふうにカウントされて年金給付権に反映をされるんです。ところが、事業主は払わない。

したがって、我々は最後の手段として強制徴収をかけるというような手順になりますので、実は未納で将来年金給付権が発生しないというような問題はこの段階では出てこないんです。そこで、我々も何度も事業所と話し合いをしまして、自主的納付とここには書きましたけれども、差押えをしなければいけません。それから、第三者債権の調査をして取引先にも、あなたのところは社会保険庁から調査が入っているとわかってしまいますよと。そこにいくまでに、例えば計画的に段階的に納付をしていただければ、そういうもので我々も受けますのでというような話し合いは……。

○福井専門委員 それは、要するに従業員からはお金をいただいているけれども、事業主段階で止まっていて保険料がちゃんと公的機関に納付されていないという状況の

場合のことですね。

○武田医療保険課長 未納が発生しているというのはそういう状況になります。

○福井専門委員 とすれば、未納が発生した時点で直ちに社会的に公表して、かつその従業員にも例えば個別通知をして差し上げて、このままだとあなたのサービスは受けられなくなるということを教えてあげて何か支障がありますか。

○武田医療保険課長 現状の説明になりますけれども、事業者に対しては最終的には差押えということになります。

○福井専門委員 差押えなんかする前に、まずそういう問題事業者だということをちゃんと公表して、間違えてそういう悪いところに雇われる危なっかしい従業員が生じないようにするのが先決ではないでしょうか。

○八代委員 これは未適用事業所の話ではないですか。これはもうもらえるんです。

○植田年金保険課長 被保険者となった以上、今おっしゃったサービスは受けられるんです。

○福井専門委員 サービスを受けることについて、未納の場合に対してそのサービスが適用されないようにしてはどうかという立法政策論として申し上げているわけです。ここの文脈は、結局サービスの差止めを担保措置とするのは難しいという御主張なので、それは別に仕組みを変えれば難しくないのでないですかという問題提起です。

○鈴木主査 同じ3ページで一番上の白丸ですけれども、この中で3つほど適用促進の手段を書いておりますが、これはどういうふうに読むのかということを知りたいのですが。こういう方法でやっていますということであって、この中で民間委託をすべてやっていますという意味ではないのですね。この中である部分で民間委託をやっているものがあります、それを更にこれから含めて広げていきたいというふうに抽象的におっしゃっているわけですね。この中で具体的に民間委託を今、既にやられているもの、それから更に増やしていきたいもの、そこら辺について簡潔に説明してもらえないでしょうか。

○武田医療保険課長 現在、民間委託という意味で申し上げれば、社会保険労務士による巡回説明というのは社会保険労務士の方と委託の関係になりまして、行っているということですが……。

○鈴木主査 これだけですか。

○武田医療保険医療 これだけということになります。これをどこまで拡大していけるかは今後の検討ということで今日、申し上げられる段階にはまだございません。

○鈴木主査 そこが我々は一番聞きたいのです。

○八代委員 それを聞いていたら唖然としたんですけれども、ものすごく甘いんですね。今、福井委員が言われたことは私はむしろ未適用事業所にやるべきであって、未適用事業所こそまさに労働者から見れば将来年金がもらえないわけですから、その段階で事業所の名前を公開して何がいけないのか。協力して支払っていただくというの

ではなくて、これは税金と同じ公金を払うべきなのに払っていないという明らかに違法企業なわけですから、その段階で企業名を公表するということが先決で、一回でも手続きをしなければ何らの強制措置を取らないと、ますます事業所から見ればそういう適用を受けない、強制徴収を受けないためにも全く払わない方が有利になるわけですね。そうではないのでしょうか。

○福井専門委員 同じだと思います。未適用を適用させるためのインセンティブの与え方も、適用を受けたけれども未納になっているところに納付させるためのインセンティブも基本的にはサービスの給付のところを止める。ちゃんと債権債務関係の対価を払わないような人に対してはサービスを提供しない。

こんな当たり前でないことがまかり通っているのは官業の場合だけで、民間ならばどんな契約でも債権と債務はセットですから同時履行です。片方やらないのに一方的に垂れ流しで給付するなどということはあり得ないわけですね。そこをやはり徹底するということではないのでしょうか。

○武田医療保険課長 かなり制度論に立ち入った御議論をいただいていますので、これはいろいろ議論が必要かと思います。それで、我々は事業運営省庁として可能な限りやるということで御説明させていただいて、適用のところも企業名の公表というのは社会的制裁として非常に効果は高いと思うのですが、そうであるからこそ恐らく立法的な手当てが要るのではないかと考えております。

○福井専門委員 ここは立法論を議論する場ですから、立法的な手当てをやるのが適当ならば当然していただくということです。だから、今の運用で何か取りにくいような隘路があるのならば、それは法律をつくってでも、あるいは新たな予算制度をつくってでもやっていただくべきなのですが、お聞きしていると基本的にものすごく甘いわけです。要するに、違法悪質事業者に対してもものすごく甘いわけです。

だけど、これは基本的に一般納税者とか一般の保険料負担者が払っている話なわけですから、彼らにしわ寄せがいかないように問題事業所については債務者として徹底的に支払うべきものは支払わせるということに尽きるのではないのですか。それをきちんとやれば、逆に言えばこういう巡回するとか、これだって公金を使って納税者が負担しているわけですが、ものすごい人件費なはずですが、こういうことにお金を使わなくても、もっとより安価で効率的に、しかもフェアに取れるのではないかとこのところが原点ではないですか。

○武田医療保険課長 おっしゃるとおり、法律上、払う義務があるのに払っていないというようなことになりますので、私どもとしては法律上、強制的に適用するということを今までやってきておりませんので、これをやらなければならない。そのための手順の検討を今やっているということです。

それから、巡回説明の金が無駄ではないかというような御指摘もございましたけれども、こういう説明制度の理解なしにただ強制適用をぼんとやってしまいますと直ち

に未納になって、今度は徴収のためにまた非常に手間暇コストがかかることになりま
すので、ある程度のコストで御理解いただいて参加していただけるのであればその方が
いいので、ある程度これは必要だろうかと考えています。

○福井専門委員 それは知らせ方の問題で、巡回して一々面談して知らせなくても、
通知文を送って、未適用なり未納が発生したらあなたの企業名は公表されますよとい
うことをあらかじめ誤解がないように通知しておけば何の問題もない。そうしたら、
そんなことをされたくないまともな企業はあっという間に払うはずです。納税者の利
害としては同じ目的を達成するのにできるだけ安い手段を選んでいただかないと困る
わけです。こういうばか高いものすごく手間がかかって相手に親切かもしれないけれ
ども、悪徳事業者が喜ぶような手段よりは、やはりまじめな納税者、保険料負担者が
喜ぶような施策を優先していただきたい。

それから、この種の個別訪問とか巡回説明というのは、道義とか倫理に訴える話で、
どうしても限界があるわけです。強制徴収というのももちろんやってやれないことは
ないけれども、これだって一般的な民事執行にしても行政代執行にしても強制手続と
いうのはものすごくハードルが高いわけです。そんなことをやりたい職員の方だって
社会保険庁には余りいないと思います。それよりはむしろサービスがより安い達成手
段、義務の履行のより安い達成手段ということで言えば、行政代執行よりはむしろ、
賦課金だとか、間接強制だとかという議論が、最近では実務でも主流になってきてい
る。これだって同じわけで、むしろサービスを止めることによる担保措置という方が
よほど素直で金がかからない、手間もかからないやり方だと思います。抜本的に担保
措置の組み方、仕組み方を見直していただくということが必要だと思います。

○八代委員 今の福井委員に補足しますと、今、武田課長が未適用より未納者を出す
方がコストが多いという説明をされたんですけれども、これはナンセンスだと思うの
は、未適用でも未納でも経済的に見れば同じことですよね。それはそちらの法律上の
区分が違っただけであって、まさにその考え方がここで書いてあるように未納はわずか
1%だから問題ないというような非常に問題のある御説明になるわけで、未適用と未
納は全く同じなのではないかと思います。

○武田医療保険課長 私の申し上げ方がまずくて、そういう趣旨で言ったつもりでは
ございませんのでおわび申し上げます。

○福井専門委員 この1%の未納というのは、この数字だけ世間に向かって提示され
るのは極めてミスリードだと思います。未適用と未納というのは、要するに本来支払
義務なり、契約上の債務を負っているにもかかわらず取れていないという意味では、
法的にも全く同等だと思います。

○本田委員 収支差がマイナスの場合の経理処理でございますが、資料の8ページに
基本的にこれは積立金から補足をする、とございます。今日拝見して驚きましたが、
非常に積立不足が叫ばれている昨今、国民年金では、500億円ものの積立金を取り崩

している、ということですね。厚生年金に至りましては 3,379 億円もの積立てを取り崩されている。積み立てが非常に足りないという中で、積み立てをできるだけ取り崩さないように、コストを具体的にどういうふうに抑えるかというお話は多分御検討なさっていることかと思います。

具体的には人件費に関しましては単年度で頂戴をしていると思うんですけれども、ここ 1、2 年の削減の実績及び今後の削減計画というのはどういうふうにお考えでしょうか。これは常勤及び非常勤ともに含めてお聞かせいただければと思います。

○眞柴人事調整官 定員の話だろうと思いますけれども、定員につきましては政府一体となって定員削減計画というものがあって、それに沿って定員削減をしていくということでございまして、ただいまのところ 10 次の定員削減計画がありますが、社会保険庁全体で 224 名毎年削減で、5 年で 1,000 人を超える削減計画がございます。そのほかに、私どもとしましては事務の効率化とか合理化を図りつつ職員の削減を図っていくというような計画をして現在に至っております。将来ともそういった計画を立てております。

○本田委員 恐縮ですが、実績値を後で数字でいただけますか。

○美原専門委員 先ほどの本田委員と関連していますけれども、お話を聞いていますと確かに歳入歳出、目標管理といったものを総額としては正確に把握されているいろいろなデータをいただきましたが、我々民間の立場から見ていると非常に気になるのは、今までのお話を聞いていると要素管理、すなわち公務に従事しているスタッフのパフォーマンス、その費用、これは個別に捕捉する手段もなければ全く何の管理もされていないのか。あるいは、これからそういうことを考えていくのか。これなくしてどうしてこの組織としての全体目標が達成されるのでしょうか。

例えば我々民間ですと、社長が目標を設定してもその下の人たちがどういうパフォーマンスをするか。その計測の手法まで提示しなければ組織としての総目標値というものはまず実現できないんです。そういったものを現在考えておられるのでしょうか。あればそのメジャーメントの在り方、それは公務員の費用も要素のコストとパフォーマンスを皆さんお聞きしているのではないかと思います。それを膨大なデータをいただきましたけれども、このデータから私は読むことができない。おありになるのでしたら出していただきたいと思います。

○原委員 似た質問なので合わせてお願いしたいのですが、6 ページに年金の相談件数が平成 15 年で 2,435 万件と大変大きな数字があって、国民が 1 億 2,000 万ですから、それに比べても大変大きな相談件数です。その対応については 7 ページに書かれているのですが、ここから察するに自分の年金がどれくらい給付があるのだろうかというような相談件数が多いのかと思うんですけれども、ここにかかる費用だって相当なものだと思われるので、この 2,435 万件を精査して統一的なフォーマットの情報提供でかなり人件費というんでしょうか、人手がかかるところが削減で

きるのではないかと思うんですが、ここも数字では出ていない。ただ、余りにも膨大な相談件数で、これをこのままというのは普通民間の企業などでは考えられないことだと思います。

それから今、人員の削減計画の話が出たのですけれども、私は大学で非常勤であちこち教えているものですから、就職部というのでしょうか、就職のボードがあったりするところも少しのぞいたりしているのですが、今年も立派な求人冊子をつくって置いていらっやってとても削減計画などは見えないというのでしょうか、夢と希望にあふれるような職場なので是非就職してくださいという立派なリーフパンフレットが置いてあるような状況で、やはり少しずれているような感じがいたします。以上ですが、美原さんの御質問に答えただけであれば含まれると思いますので。

○中野企画課長 民間企業からおいでいただいた私どもの村瀬長官も、コストの面については非常にしっかり見ていこうという考えで取り組んでいただいております。そういう観点から、今回先ほどお話をしました国民年金徴収についての目標管理の仕方を第1弾としてこういう形で私どもとして取り組んでいこうということでございます。これはまだ社会保険事務所単位の目標管理でございますので、御指摘のように更にそれを個々の職員のパフォーマンスにまで分解してどうかというところまでのものではございません。私どもとしては、まず現状としてはこういった取り組みを更に深めていくということを通じてパフォーマンスのいい組織にしていきたいと思っております。

要素ごとの費用という面につきましては、私どもだけではなくて行政機関全般で共通する面があるかと思いますが、十分な分析ができていないということは御指摘のとおりかと思えます。

○美原専門委員 是非ともワークしていただきたいのは、民と比較する場合、皆さんの組織のパフォーマンスが問題になるんです。皆さんの組織のコストを問題にします。当然それは情報開示要求として今後社保庁に対して要求され得る要素もございまして、今、社保庁改革の御議論の中において正確なコストパフォーマンスメジャーメントの指標は是非とも早目につかんでいただく。そうでなければ、皆さんの熱心な議論が本当に国民のためになっているかどうか把握することはできないわけです。

例えば、先ほど地方単位では業区分ごとに人間が何をやっているかわからない。要は、地方の長にゆだねているわけですね。でも、そんなことはあるでしょうか。皆さん税金を使ってやっているのに、末端の組織の人間のだれがどんなことをやっていて、どんなパフォーマンスをしているかというのは基本の基本ではないかと思えますし、是非ともその辺はわかり次第国民に対して開示されるようなステップが好ましいと思うし、それによって初めて皆さんの組織が本当に適切なコストで適切なサービスをしているかということがわかるのではないのでしょうか。

○本田委員 今のことに付け加えまして、謝金職員、国民年金推進員とさまざまな職種がおりになるわけでございますが、民間の場合ですと通常、一部の職員の方はバ

フォーマンスベース、つまり成果に対して報酬を払うというようなやり方を入れられているところが非常に多いかと思います。そういったことに関しても今はお考えがどうもないようでございますので、これも是非ご検討いただきたい。

なぜそういうことを申すかと言いますと、民間に例えば委託を一部するという場合には、多分何らかの成功報酬的な支払いになっていくと思うんです。つまり、費用が固定費から変動費化するというのが、民間への開放では成り立っていく。それに対抗して効率のいい組織を目指されるとすると、社保庁全体としてそういうことをやっていただかないといけないということになるかと思います。

○中野企画課長 1点、先ほど原先生の方から年金相談について御発言がございましたので、私どもの考え方を少しだけ述べさせていただきたいと思います。

年金相談につきましては非常に大きな件数に上っております。それで、昭和61年から現在までの間に年金の受給者というのは倍以上の増加となっております。その間、先ほど定員面の説明を申し上げましたけれども、社会保険庁の組織の職員というのはずっと変わっておりません。政府全体としては定員削減している中で、我々ぎりぎり現状維持の水準で倍以上の年金受給者に対するサービス提供をしてきているという状況でございます。今後、更に年金受給者が増えていくことによりまして年金相談も増えていくことが見込まれますので、この部分について我々としては相談件数が減るような仕事の仕方、取り組みというものがいいかと考えております。

そういう意味で、我々のお送りした届出書やいろいろな通知書がわかりにくいといったものも私どもへの質問という形で相談件数として挙がってまいりますし、そういったものがわかりやすいものになるということが第一だと思います。

それから、一番御関心の深い年金の加入状況についての情報を知りたい、あるいは年金の自分の見込額試算が知りたいという被保険者の方々の御要望がございますので、そういうものはインターネットなりの手段、それから私どもから直接御連絡する形でそういう情報を御提供することで、事務所への相談ニーズというものを抑制していくことができるのではないかと。そういった方向で取り組むことによって今、少し上り坂にございましてもう少しばらばら増加するだろうと思われましても、そこを今後は抑制をするような形で取り組みをしていきたいと考えております。

○大橋専門委員 たくさん教えていただきたいことがあるのですが、時間もありますので2点だけ申し上げます。

1つは2ページの下の方の(2)です。実務面において情報交換の仕組みが不十分であると書いてある。この不十分な理由というのは、社会保険庁の努力不足の結果として情報交換の仕組みがまだできていないのか、それとも何らかの制度的な問題があるのか。それについて教えていただきたいということです。

それからもう一点は、5ページの上の問いに対して真ん中辺に、例えば課長がお読みいただいた、強制徴収に当たっては必要に応じ、官公省等に所得情報などについて

照会を行うことがあるが、法的に根拠があったとしても所得情報といった保護する必要が高い個人情報民間企業に提供することには慎重にならざるを得ないと書いてありますが、これは一言で言うと官は信用できるけれども民間は信用できないということを行っているわけですか。

○植田年金保険課長 最初の2ページのところで、共済組合の組合員期間など情報交換の仕組みが不十分だということなのですが、実は共済組合の保険者というのは私どもではございませんで各共済組合でございまして、一時的に記録を管理する権限というのは向こうにあるわけです。

○大橋専門委員 だから、情報交換の仕組みをつくるということでしょう。

○植田年金保険課長 それで、実は情報交換の仕組みは基本的にはでき上がっているのですが、平成9年に私どもが基礎年金番号を導入しました。そのときに、共済の加入者であっても基礎年金番号は振らなければいかぬということになりましたので、そのときの現役の共済の加入者以降は私どもと情報交換をしております。ですけれども、それ以前に既に退職された方、それからそれ以前の年金受給者、もう既にそのときは共済年金をもらっていたような人ですね。それについては一部、私どもに情報がきていないというケースがございます。

○大橋専門委員 それは国家公務員共済組合などに対してくださいと言っているんですか。

○植田年金保険課長 言っています。それで、例えば国家公務員共済であれば今2か月に1度、実は情報がきているんです。1つは、この期間をできるだけ短縮をしたい。直近情報をなるべくくださいということでこれはずっと交渉をしております。今、交渉の進展中ということになっています。

なぜかと申しますと、我々も基礎年金番号を導入して加入者の人にいろいろ御通知を申し上げたいというときに、共済組合の情報が直近でないとそごが起きるというふうな不都合が生じるものですから、そういう面でもここは私どもも十分留意をしてこれからもうやっいていこうと思っています。

○中野企画課長 それから、5ページの方の記述についてのお尋ねでございます。この点は先ほど御説明の中でも申し上げましたが、私どもがお願いをしてもなかなか私どもとして御理解いただけないという状況がございます。そういう意味で、同様に法的措置を講じた形で民間企業がおやりになる場合でも同様の問題というのはやはり生じてくるのではないだろうかということでございます。

○福井専門委員 今の点ですが、これは社会保険庁がどこかよその官公省に法律に根拠のある情報提供を依頼しても拒否されるのかということが1つです。

それから2つ目には、もし社会保険庁が、民間事業者の徴収ということが法制度化されて、彼らにちゃんと守秘義務等も課された暁であったにもかかわらず、そういうところから社会保険庁に情報提供の依頼があったら、法律に根拠があっても無視する

つもりであるということを意味しているのかどうか。2点お伺いしたいと思います。

○中野企画課長 この点は法的な手当てができていているという前提で、実務面での現実的な問題点がないかというお尋ねでございましたので、私ども現にそういった局面がありますので……。

○福井専門委員 現にある局面では、法的に、法律上提供しなければならないこととされている情報が社会保険庁には出せないと言って拒否する官庁があるのかどうかということです。もしそういうことがあるならば、それ自体がゆゆしき事態なので取り上げて議論しないといけなくなるのですが、どこの役所のどういう情報が出てこないのですか。

○中野企画課長 私どもの方で従来、社会保険事務所から市町村に対して所得情報の提供をお願いしておりました。それについて十分な御協力がいただけなかったということがございましたので、今回法的な手当てをいたしました。法的な手当ての下で今、協力関係をつくりながら市町村から情報をいただくような仕組みに切り換えております。

○福井専門委員 法的な手当てをして以降、拒否された事例はありますか。

○中野企画課長 まだ10月から所得情報の交換が始まったところでございますので、基本的には御協力いただけるものだろうと思っております。

○福井専門委員 法的に手当てするということは、当然それで義務が発生するから、これ以上出す、出さないの議論はなくなるだろうという想定の下に立法されたわけでしょう。

○中野企画課長 所得情報について、私どもとしてそういう手当てをいたしました。

○福井専門委員 これも同じことですね。民間事業者に対してしかるべき義務を課した上で、彼らに対して提供することを法的な義務として規定してしまえば立法政策として何の問題もない話です。だから、架空の想定で法的に根拠があっても無視されるに決まっているとか、あるいは自分のところに提供依頼があっても無視するつもりであるなどという法治国家の公務員にあるまじき記述のように見えたものですから、こういうことを公式書類で書かれるということ自体、いかがなものかと思えます。

それからもう一つ、3ページに関連してですけれども、これも先ほど来の一連の当方からのさまざまな委員からの御質問にもありますように、民間ならば考えられないことが起きているということが共通の問題意識なわけです。民間であれば、例えば未納か、あるいは未適用かはともかくとして、サービスの対価だけ配って対価債務については放置しておくなどということは考えられないということも縷々話題になったとおりです。

非常に疑問なのは、厚生年金の保険料が難しさを持っている中、99%を超える現年度収納率を維持できており、民間活用によって改善できる余地が限られているとまでおっしゃっているんですけれども、こんなことは民間では起きようがないわけです。

要するに、99%をさも極めて優秀な収納率であるかのごとくおっしゃっていますけれども、先ほど来八代委員からも御指摘申し上げたように、未適用をうんと残しておいてこちらの方で99%あって、しかも民間ならばやりっこないようなこのような状況について、これをまさに民間だったら改善できるわけがないというのは極めてゆがんだ事実認識だと思います。本気でこういうことを御主張されているのですか。

○中野企画課長 3ページにつきましては前回の会議の際にもお話を申し上げましたが、厚生年金保険の適用の部分については未適用事業所の適用促進という部分について課題があるというふうに私も認識をしております。そういう意味で、この部分についての取り組みを今後しっかり進めていかなければいけないという問題意識に立っているということでございます。

○福井専門委員 だったら、なおさらこれは問題のすり替えがありますね。99%を超えているんだから、自分たちにはできて民間にはできっこないというのは全くゆがんでいると思います。むしろ逆だからこそ今、問題になって話題になっているんだというふうに謙虚に受け止めていただくべき筋のことだと思います。

○鈴木主査 では、そういうふうに謙虚に受け止めてください。

それで、時間も切迫していますから、今日の話というのは社会保険庁の事務を始めとして効率化、合理化の問題というのが1つと、それからもっと端的に言ったらプリミティブなところで要するに親切さ、わかりやすさという原点に戻ったような議論というものが民間のサービスとの対比の中で議論されてきたという感じがするのです。

それはそれとして、これからの社会保険庁の仕事の改革のために是非参考にさせていただくべき点であると思うわけですが、第2番目の問題として我々が取り組んでいる問題というのはそういうものであるがゆえにその業務というものを民間に移管したらどうですかという、この設問がポイントなのです。それに対して今日の新聞によりますと、議論の中で委託に対しては懐疑的な議論があったというように日経新聞は書いているのですが、そこら辺の議論はどうなっているのかという問題です。

それから、委託についてはさっきも言われたように社会保険労務士による巡回説明くらいで、後はこれから考えたいというような話で、何をどういうふうに委託しているのかまだわからないような状況にあるような感じがするのですが、そこら辺の委託についてどう考えておられるのか。

それから、4ページにいきまして委託を禁止する法律はない。ないけれども、幾つかの事項が書いてある。なかんずく長官が行う権限規定の整備云々と書いてありますね。わかるものもあるが、例えば長官が行う権限規定の整備というのはどういうふうに書き換えればよいのですか。社会保険庁長官は委託を認めた場合にはどういう文章でこの見直しを書くというふうに書くのか。この技術的なというか、法制度上の書き方の問題を教えていただきたいというのが第2点です。

第3点は前回も議論をされたと思うけれども、もう少し違う組織でやりましょうと

という話が幾つかありますね。民営化したらどうですかとか、あるいは国税のように熱心に取り組む人がいるのだから、そちらと合併したらどうだとか、こちら辺の議論も併せて、3つに分かれていると思うのですけれども、これについて現状、それから御庁の考え方を簡単に説明してください。

○中野企画課長 まず4ページの法令の規定の部分からお答えを申し上げたいと思います。この部分につきましては、私どもなりに御質問いただいたものの範囲内でこういったことが課題として挙がってくるのではないかという意味でここに書かせていただいておりますが、それについて私どもとしての具体的なイメージなり、具体的な案なりを持っておるということではございません。今日の段階では、私どもはどのような枠組みで当ワーキングでお考えなのかということをもしとお聞かせいただければと思っております。

○鈴木主査 そのこのところでついでに申し上げておくが、あくまでも我々は包括的な民間委託、あるいは経営形態の変更の問題は放棄しているわけではありません。経営形態は今日はこちらに置いて、包括的な民間委託をした場合、あるいは部分的な民間委託をした場合、これらの権限規定はどう改めないといけないのかということです。これは当然後ほどで結構ですから、例えば長官の行う権限は現在の法律上の規定をどういう文章に改めないといけないのか。こういうことを教えてください。その後についても同様です。包括的な民間委託あるいは部分的な民間委託ということを念頭に置かれて……。

今お答えになられるならば結構ですけれども、もしお答えになれないのだったらここに挙げている各項目についてどういうふうにとということをお示しいただければと思います。

○中野企画課長 その点につきましては、全体的な姿としてどういう想定の下に規定の整備をしていくかによりまして、こういった規定の整備の仕方も違ってまいるかと思しますので、具体的な形でのお答えができるかどうか十分自信はありませんけれども。

○福井専門委員 全くバリエーションは少ないですよ。今、主査が申し上げたとおり、権力行為を官に留保するか、民にそれも受託してしまうかに伴って、どこに例えば行政処分権限があるのかとか、あるいは国賠法の責任主体がどこになるかということが変わってくるだけで、せいぜい2つか3つのバリエーションです。何も難しいことはない。検討できないはずはないと思いますので、お願いします。

○鈴木主査 変わるとしたら、例えば分割して幾つかのものにするとしたら、あるところのものにはA社が、B社がというふうに入る。これも同じことですね。いずれにしても包括的な委託をするということについては、すべてに共通に適用される契約があり、かつその法制があるということの前提だから、その必要があるというのだったら考えてください。 それでは、次の答えをお願いします。

○中野企画課長 委託の件についてお尋ねでございますが、私どもとしましては当初から当会議で申し上げておりますように、外部委託といったものも活用しながら効率的な業務の進め方を考えていきたいと思っております。そういう意味で、業務の分野で申しますとこの会議でも縷々御議論がございますけれども、国民年金の保険料の徴収の部分につきまして前回もお話をいたしました、納付受託機関というふうな現在の法律に基づく民間の協力をいただく仕組みがございますけれども、そういったものを活用しながら、あるいは改善しながら、何か外部委託を拡大していく方途がないかといったことでございます。

それから、先ほど来議論になっております厚生年金の未適用事業所をどのように見つけ出していくのかという部分について、私どもの持っていないものを何か民間で御協力いただけるのかどうかと思っておりますが、私どもとしては現時点では社会保険労務士の活用といった形で取り組みをしておりますが、もし何かそういった点があればというふうな気がいたしております。

○鈴木主査 現在そういうことは余り議論されていないのですか。

○中野企画課長 当然私どもの有識者会議、それからそれを支えるための内部の組織の中でも、そういった部分について検討をしていく方向で今、取り組みをしておりますが、具体的なものは今のところございません。

○本田委員 民間のサービサーや債権回収の方々にお話を聞きますと、電話での督促が鍵だと言われる場合が多いのですが、実際に社会保険庁でも、平成15年度には、500万件に上る督促を民間委託されておられる。ということは、今の全く法制等々の見直しなしで、督促に関する電話委託に関しては民間に出して全く問題がないというふうに理解してよろしゅうございますか。

○植田年金保険課長 今のところ、民間委託をしているのは極めて短期の未納者なんです。どちらかというとなめ忘れに近いような方が多いのですが、特段私どもは毎年入札をしまして業者が変わることが実はあるわけですが、特段これが機能していないというような評価はしておりません。どちらかというプラスの評価をしているということでございます。

○本田委員 基本的には問題ないということですね。

○植田年金保険課長 ないです。

○八代委員 プラスの評価をしておられるならばついではすけれども、なぜ2次、3次督促まで民間に委託されないのかということです。これは専門家に聞くとすごく効果があるわけで、つまり1次督促の段階でどうやったらその人をつかまえられるかという時間帯などがわかったわけですから、その情報を活用すれば2次、3次も容易になるのに、その段階で社会保険庁がいわば受け取られた後にどう活用されているか、全くわからないのですが、やるのならばもっと徹底してなぜ委託されないのかということです。

○植田年金保険課長 今はまず電話で督促をした場合、わかりました、入れますと。それから、何月何日はいますとか、そういう話をして、この人は行けばいただけるのではないかというようなことを今で言う国民年金推進員の人に継ぐわけです。それで情報を流して、いつならばいらっしゃるそうですから行ってくださいというふうにして連携プレーでやっているわけです。

それで、そこも民間化にしたらどうかというお話だと思うんですけども、確かにそういうことはあるのですが、今は推進員は非常勤の国家公務員にしています。ここは法的な問題が一つありまして、国民年金の保険料が1万3,300円なものですから、厚生年金の保険料と違って財布から出して払える比較的少額な金です。そうすると、その場で払うよと言われたときに現金領収をするのが今、会計法の規定で収入管理の任命を受けていない者はできないものですから、そのところで私どもも非常勤の国家公務員という人たちに推進員としてやってもらっているということが1つあるということです。

○本田委員 民間のサービサーさんの場合には、少額の回収、例えば信販、クレジットカード系の回収というのは、2次督促や3次督促までも電話でされて、振込みへの誘導というのが今は一般的です。それをわざわざ国民年金推進員という、給与の月額15万5,000円の方に行っていただく必要はあるのでしょうか。また、現在1次督促は民間でやっていて、それ以降は社会保険庁でということですが、2次督促も多分法律的な問題はなくできるということなので、ここも民間活用を是非お考えいただけたらいかがかと思います。

○植田年金保険課長 誤解がないように申し上げておきますが、実は推進員の場合はもう少し長い対応のところへ訪問するということになっています。せっかく行くんですから、先ほど申し上げたようにそういう情報がある場合にはそこにも行くというような形をとっているということでございます。

○本田委員 私どもが得ている情報でございますと、基本的に今の電話納付の督促に関しては1次督促のみを民間に出しておられると伺っているのですが、そこをもう少し進展させてはいかがか、と申し上げております。国民年金推進員の方の訪問まで時間がかかるのは問題でございましょうし、また、国民年金推進員による個別訪問はコストがかなりかかるかと思います。

○植田年金保険課長 電話による2次督促を考えたらどうかという御意見ですね。

○福井専門委員 民間の督促に関連して前回も話題に出ていました中に、町内会に協力依頼を要請して隣組的に相互監視社会の下で精神的に負担をかけて払わせるという構想がありましたが、それはいまだに現時点でまさか本気で考えていらっしゃるわけではないでしょうねという確認が1つです。

それから、こういうことについては先ほど来話題に出ているように、基本的にサービス会社とかにビジネスライクに徹底的に取っていただくというのが近代法治国家の

当然の前提でありまして、ビジネスライクに法治主義にのっとって取ること以外に、一種の隣組的活用で精神的プレッシャーなどというものは今の憲法に照らして決して許されることではありませんから、そこはお間違えがないようにしていただきたいということです。

○植田年金保険課長 さっきの町内会のことでお話をさせていただきますが、実は町内会そのものが今の世の中では余り機能しなくなってきておりまして、そういう制度を特別国民年金推進員として設けたのですが、期待に反してなかなか進んでおりません。

○福井専門委員 地縁とか社会的ネットワークから絡め手で個人にプレッシャーをかけるなどというのは卑劣な行為ですから、今後も決してお考えにならないようお願いいたします。

○植田年金保険課長 お聞きしておきます。

○鈴木主査 それでは、時間もまいりましたので、この辺で今日のヒアリングは終了したいと思います。いろいろな社会保険庁さんの仕事ぶりについての批判、それからこうしたらいいのではないかという議論が今日を中心だったわけですが、それについて即座にお考えいただくというのはもとよりのことですが、しかし我々が考えておりますのはさっきも申し上げましたとおり、もう少し幅広にそういうサービスを提供し慣れた民間を見つけて、そのサービスとかを、合理化、効率化にたけておる民間に対して包括的、または部分的に業務委託を進めるということを取りあえずまずスタートラインとしてお考えいただきたいという趣旨です。

当ワーキンググループが扱っておりますすべての官業等の民間開放についてはその視点で問題をとらえておりますから、引き続きその視点で個別のサービスの改善などだけに限定されず、むしろそれはこういうやり方があって民間がいかにいいかということの説明だと御理解いただき、それと同時に今すぐ直すための取っ掛かりだということふうに御理解いただいて、引き続きこの問題の結論に至るまでの過程でいろいろ相談をさせていただきますから、よろしく願いいたします。今日はどうも御苦勞様でした。